イ　魚肉ハムに使用するつなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

ウ　魚肉ソーセージに使用した結着材料が２種類以上である場合は、「結着材料」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

エ　特種魚肉ソーセージの種ものは、「種もの」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

オ　栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

第四条第二項第五号を削り、同条第三項本文中「、調理方法」及びただし書を削る。

別表（四条関係）を削る。

附　則

平成二十三年三月三十一日以前に製造され、加工され、又は輸入される魚肉ハム及び魚肉ソーセージの品質に関する表示については、この告示による改正前の魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第千三百二十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき、特殊包装かまぼこ類品質表示基準（平成十二年十二月十九日農林水産省告示第千六百五十六号）は、廃止し、平成二十一年九月三十日から施行する。

平成二十一年八月三十一日

農林水産大臣　石破　茂

附　則

（特殊包装かまぼこ類品質表示基準の廃止に伴う経過措置）

1　平成二十三年三月三十一日以前に製造され、加工され、又は輸入される特殊包装かまぼこ類の品質に関する表示については、この告示による廃止前の特殊包装かまぼこ類品質表示基準の規定の例によることができる。

（加工食品品質表示基準の一部改正）

2　加工食品品質表示基準（平成十二年三月三十一日農林水産省告示第五百十三号）の一部を次のように改正する。

別表４中特殊包装かまぼこ類の項を削る。

○農林水産省告示第千三百二十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき、風味かまぼこ品質表示基準（平成十二年十二月十九日農林水産省告示第千六百五十七号）は、廃止し、平成二十一年九月三十日から施行する。

平成二十一年八月三十一日

農林水産大臣　石破　茂

附　則

平成二十三年三月三十一日以前に製造され、加工され、又は輸入される風味かまぼこの品質に関する表示については、この告示による廃止前の風味かまぼこ品質表示基準の規定の例によることができる。

○経済産業省告示第二百七十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づき、次のように同法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百十三条において準用する同令第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年八月三十一日

経済産業大臣　二階　俊博

名　称	主たる事務所の所在地	登録の区分	審査業務開始日
会社イ・ジャパン有限会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目三番地五番一号クイーンズタワーA	一　使用前安全管理審査 二　溶接安全管理審査 三　定期安全管理審査	平成二十一年八月二十九日

○経済産業省告示第二百七十六号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第三条第一項の規定に基づき、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針を次のように定めたので告示する。

平成二十一年八月三十一日

経済産業大臣　二階　俊博

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針

我が国のエネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況下において、エネルギー供給事業者が、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない非化石エネルギー源の利用や、化石エネルギー原料の有効な利用を図ることが重要となっている。

このため、エネルギー供給事業者は、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源、原子力等の非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めることが必要である。

また、このうち、太陽光については、再生可能エネルギー源の中でも潜在的な利用可能量が多く、需要の拡大や技術革新による発電コストの低減等を通じて、その利用の促進を図ることが重要である。

この太陽光を変換して得られる電気（以下「太陽光発電による電気」という。）の調達を促進する見地から必要な事項は、以下のとおりとする。

第一　事業者が講ずべき措置に関する事項

エネルギー供給事業者のうち電気事業者は、太陽光発電による電気を電気事業者が適正な価格で買い取ること等を定める制度（以下「買取制度」という。）に基づき、当該電気を調達するものとする。

第二　施策に関する事項

一　買取制度

国は、次に掲げる基本的な考え方に基づき、買取制度を定め、着実に運用するものとする。

⑴　電気事業者が、一定の期間において適正な価格により太陽光発電による電気の買取り（以下単に「買取り」という。）を行うことが重要であること。

⑵　買取りの価格については、太陽光発電に係る設備の設置者の負担の水準、投資回収に要する年数、国及び地方自治体による財政支援の水準、電力需要家の負担の水準等を勘案し、太陽光発電による電気の調達の促進に資するよう設定するとともに、太陽光発電に係る設備のコスト低減を図りつつ、買取りの価格を引き下げることが重要であること。

⑶　買取りの期間については、国及び地方自治体による財政支援の水準、電力需要家の負担の水準等を勘案し、適切な投資回収が可能となる期間の設定が重要であること。

⑷　買取りの対象については、太陽光発電による電気の量のうち、当該太陽光発電に係る設備の設置者が自ら消費する量を除いた余剰の量を対象とし、一般家庭、工場、事業所、公的施設等の太陽光発電による電気を対象とすることが重要であること。

⑸　買取りに係る費用を電気事業者による電気の供給の対価を構成する要素として、適切に全ての電力需要家に対して転嫁する「全員参加型」の制度とすることが重要であること。

二　広報等

国は、買取りに係る費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、買取制度の趣旨及び内容について、広報及び広聴活動を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。また、国民からの買取制度の内容に係る照会等に対し、適切に対応するよう努めるものとする。